

事業事前評価表（開発調査）

作成日：平成17年4月20日
担当グループ・チーム：
社会開発部 第三グループ（運輸交通）
都市・地域開発チーム

1. 案件名

ケニア国ニヤンド及びホマベイ県における地方開発プログラム調査

2. 協力概要

(1) 事業の目的

- ニヤンド県及びホマベイ県を対象として県開発計画を策定する。
 - 両県の開発方針、将来戦略、地区別開発計画及びアクションプラン、その計画実施のための推進体制の分析、パイロットプロジェクトの実施・分析、他のボランティア事業や協力事業との連携方策を含めた県開発計画とする。
 - 県開発計画は県の将来開発方向を包括的に示すものであるが、地域特性を踏まえて“貧困削減”、“生活環境改善”を重視した調査とする。
 - パイロットプロジェクトの実施は“人間の安全保障”の観点から地域住民に直接裨益をもたらすものとする。
 - 従来の県開発計画においてはそれぞれのプロジェクトの相互の関係が整理されず、また、それぞれの連携方策が検討されずに個別のプロジェクトの寄せ集めに過ぎなかった。地域開発を進めていく上では個別の事業がばらばらに実施されるのではなく、それぞれの関係性を整理し、有機的に連携しプログラム化を図っていくことが地域開発の効果・効率を高めるために重要である。
- 地方政府による地域開発の計画策定手法やパイロットプロジェクトの実施プロセスを通して、カウンターパートに技術を移転する。

(2) 調査期間

2005年6月～2007年5月

(3) 総調査費用

約3.5億円

(4) 協力相手先機関

国家開発計画省（Ministry of Planning and National Development）

(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

ケニア西部地域のニヤンド県及びホマベイ県。計画立案地域は両県であるが、調査対象としては、両県と関係の深い周辺地域なども含む

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

ケニア共和国（以下、「ケニア」という。）においては、1990年代以降の政治・経済の停滞や天候不順等により、国民の約半数が貧困層として厳しい状況を強いられている。農村地域、地方都市部では道路をはじめとするインフラの未整備、農村地域での主要商品作物の価格低下、自給作物の生産低下、雇用機会の低下、教育・医療等の社会サービスへのアクセス難などの複合的な問題により、生計

向上、生活改善を図ることが極めて厳しい状況にある。

特に本調査の対象地域であるニヤンド県、ホマベイ県では貧困率はそれぞれ68.9%、77.49%（農村部）と国全体の貧困率52.6%（1997年）と比較して高い値を示すとともに、インフラ整備などの遅れや教育・医療等の社会サービスのアクセス難などの問題を抱え、地域経済が停滞している。

このような地域社会の衰退の流れのなか、ケニア全体では地方分権化の推進などが進められているが極めて深刻な財政難から開発計画を実行に移すことが難しく、さらに地方行政システムの未熟さから地方開発の足がかりを早期に築くことが困難な状況にある。

このような状況の下、両県を対象とした地域活性化、貧困削減を目指した地域開発計画の策定や他地域でも活用可能な地域開発手法の策定が求められている。

（2）相手国政府国家政策上の位置づけ

ケニア政府は経済再生戦略「Economic Recovery Strategy for Wealth and Employment Creation : EPS」及び2004年3月に発表したPRSPと連携したセクタープログラムである農業再活性化戦略「Strategy for Revitalizing Agriculture : SRA」において、貧困削減及びそのための地域開発がケニア国政府の優先課題としている。ケニア政府においてはその課題を解決すべく制度更新・体制整備を進めようとしており、本プロジェクトは特に貧困率が高い地方部での県開発計画の立案であり、国家政策上の位置付けと合致する。

（3）他国機関の関連事業との整合性

ニヤンド県が位置するニヤンザ州の南部ではIFADによるコミュニティ開発プロジェクトが実施されている。本プロジェクトで実施するパイロットプロジェクトにおいてはコミュニティ活動が想定されており、IFADの既存プロジェクトの動向に留意して進める必要がある。

本プロジェクトについては県の開発計画を策定するものであり、それらの他ドナーの動向も留意して進める必要がある。

（4）我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置づけ

JICA国別事業実施計画では5重点分野をあげており、その中には「人材育成」、「農業開発」、「経済インフラ整備」が掲げられている。本調査が地域の人々の自立的発展を目指すための計画づくりであり、さらに、地域における農業開発、インフラの整備のあり方を提案するものであることから、国別事業実施計画の方向と合致するものである。

4. 協力の枠組み

（1）調査項目

本調査は大きく「1. 県開発計画（案）の策定」、「2. パイロットプロジェクトの実施・分析」、「3. パイロットプロジェクトの県開発計画への反映」の3つのステージに分かれる。

パイロットプロジェクトは調査開始後、参加型手法による地域住民のニーズを抽出し選定していくものであるが“人間の安全保障の観点”及び地域特性を踏まえ、地域の自立発展性を確保するために何らかのHIV/AIDSに関連もしくは配慮するコンポーネントの挿入、所得創出のコンポーネント、生活に密着した活動を実施する女性グループへの支援を最大限に図ることが考えられる。また、パイロットプロジェクトの実施を通じて、計画実施の推進体制の分析を行うものとする。

カウンターパートとの県開発計画策定の作業を通じて、計画手法などの技術移転を行うものである。

1. 県開発計画（案）の策定

1) 情報収集・現状分析

- a. 社会経済条件
- b. 自然環境条件

c. 上位関連計画・開発制度

2) 県開発方針（案）の策定

- a. セクター分析（インフラ、教育、環境、保健衛生、公衆衛生、農業）
- b. 県開発方針（案）の策定

3) 参加型計画手法によるDivision別の地区別開発計画（案）の策定

- a. 各Divisionの課題及びニーズの抽出
- b. 各Division分析及び対策検討
- c. Division別の地区別開発方針（案）の策定
- d. Division別の地区別開発計画（案）の策定

2. パイロットプロジェクトの実施・分析

4) 地域社会における計画実施の推進体制の検討

5) パイロットプロジェクトの準備

- a. パイロットプロジェクトの代替案の検討・選定
- b. パイロットプロジェクトの準備

6) パイロットプロジェクトの実施・運営

- a. 実施
- b. 運営・管理・評価

3. パイロットプロジェクトの県開発計画への反映

7) 県開発計画の策定

- a. パイロットプロジェクト及び推進体制の分析
- b. 分析結果の地区別開発計画（案）への反映
- c. 県開発計画・アクションプランの策定及びその実施のためのガイドラインの策定

8) 調査結果及び提言

- a. ファイナルドラフト報告書の作成
- b. 県開発計画公開のためのワークショップ開催
- c. 県開発計画実施及び他地域への応用のための提案、提言

(2) アウトプット（成果）：

以下を含む「ニヤンド及びホマベイ県地方開発計画」の作成

- a. 県開発計画（県開発方針、地区別開発計画、アクションプラン）
- b. パイロットプロジェクトの分析、推進体制の検討
- c. 県開発計画実施及び他地域への応用のための提案、提言

(3) インプット（投入）：

以下の投入による調査の実施

(a) コンサルタント（分野／人数）

- 1. 総括／地域開発
- 2. 副総括／農村社会／ジェンダー
- 3. 行政／組織／制度
- 4. 生活環境改善・パイロットプロジェクト運営管理

5. 地域産業振興
6. 自然環境
7. 業務調整

(b) その他 研修員受入れ（開発計画、地域開発）

5. 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）

(1) 提案計画の活用目標

(a) 対象地域であるニヤンド県及びホマベイ県において、本調査により提案された開発計画が相手機関の県開発計画の大部分もしくは一部として取り入れられる。

(b) 本調査で出された提言が他の地域開発計画策定に際して参考にされる。

(c) 本格調査で提案された開発計画手法を参考に他の地域でも地域開発が進められる。

(2) 活用による達成目標

本格調査でケニア政府関係機関に地域開発及び手法モデルを提示することにより、今後、以下の事項が期待される。

(a) 対象地域であるニヤンド県及びホマベイ県において、本調査により提案された県開発計画に従って開発が進められる。

6. 外部要因

(a) 協力相手国内の事情

政策的要因：地方分権化による地方行政機関に適切な権限委譲の動きが滞らない。

行政的要因：地方行政機関の人員配置、体制が大幅に変更されない。

経済的要因：経済状況が今以上に急激に悪化しない。

社会的要因：特になし

(b) 関連プロジェクトの遅れ

特になし

7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮（注）

本調査では単なる計画策定だけにとどまらず、直接、地域住民への裨益をもたらすようなパイロットを実施する予定である。また、特にコミュニティレベルのジェンダー配慮を重視した調査を行う。

環境配慮については、大きな環境影響が予想されるプロジェクトは現時点では想定していない。

8. 過去の類似案件からの教訓の活用（注）

開発調査のなかでパイロットプロジェクトを取り入れた調査が過去、行われているが、パイロットプロジェクトの位置付けそのものが不明確なものもあり、そのため、開発計画策定後の持続発展性につながらないものを見受けられる。その教訓を踏まえ、本案件ではパイロットの位置付けを明確にして調査を行う。

過去の開発計画策定においては相手機関及び関係者の参加度合いが低く、その結果、計画策定後もその計画が活用されなかった例も見受けられるため、参加型手法を重視して計画策定を行う。

9. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標

(a) 活用の進捗度

- 1) 策定された開発計画のケニア政府の県開発計画への採用状況
- 2) 本調査で出された提言を活用した他の地域開発計画の策定状況
- 3) 本調査で提案された開発計画手法の活用状況

(b) 活用による達成目標の指標

- 1) 策定された県開発計画の実施状況
- 2) 提案されたアクションプランの実施状況

(2) 上記 (a) および (b) を評価する方法および時期

- 1) フォローアップ調査によるモニタリング
- 2) 事後評価：調査終了後5年目以降、必要に応じ実施

(注) 調査にあたっての配慮事項